

## 一般行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間                      令和6年7月1日～ 令和11年6月30日までの5年間
2. 内容

目標① : 将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1 か月以上の育休取得」を目指し、育児休業取得を促進するための措置の実施。

### <対策>

- 令和6年7月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和6年9月～ 社員へのアンケート
- 令和7年1月～ 社員への周知
- 令和8年1月～ 社員への再周知

目標② : 小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

### <対策>

- 令和6年10月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和7年1月～ 制度の導入、社員への周知